

平成十年九月二十五日提出
質問第一六号

新潟県国立療養所犀潟病院精神科患者窒息死事件等精神保健福祉法違反事件に関する質問主意書

提出者 坂上 富男

新潟県国立療養所犀潟病院精神科患者窒息死事件等精神保健福祉法違反事件に関する質問主意

書

極めてショッキングな戦慄すべき事件が、国立療養所犀潟病院精神科で発生している旨、平成十年九月二十五日付新潟日報、朝日新聞で報じられている。報道によれば、「診察せず拘束患者窒息死、新潟の国立療養所精神科が不当処遇、年二十六件、精神保健福祉法違反に対し新潟県は、行政処分の改善命令を発する方針に対し、厚生省国立病院部はこれに反対し、事故から四か月以上たった今も行政処分は行わないままになっている」との事である。よって次の事項について質問する。

- 一 同病院における新潟県の立ち入り調査の詳細について。
 - 二 新潟県の調査結果に対する厚生省精神保健福祉課及び国立病院部の認識、見解について。
 - 三 右事実が、精神保健福祉法違反に該当するのではないか。同法違反に対する刑事罰処分に対する厚生省の態度について。
 - 四 患者窒息死事件は、業務上過失致死に該当すると思料されるが警察当局の見解について。
- 右質問する。